

# 入院時食事療養負担額

入院中の食事代については、下表の自己負担（標準負担額）が必要です。

70歳未満の者(後期高齢者医療を受ける者を除く)	高齢受給者 後期高齢者	1食につき
上位所得者「ア」「イ」「ウ」「エ」	現役並・一般	490円
住民税非課税「オ」	低所得者(Ⅱ)	230円 (入院90日超) 180円
	低所得者(Ⅰ)	110円

石坂脳神経外科 院長